

第2章 平常時の活動



2-1. 家庭内での対策

①住まいの耐震診断・耐震改修

□木造住宅無料耐震診断

平成22年4月から木造住宅の無料耐震診断が始まります。対象となる木造住宅を所有する方の申請に基づいて、市から耐震診断を行う専門家を派遣します。建物の所有者が複数の場合は申請される方以外の所有者の同意が、申請者と居住者が違う場合は居

住者の同意が必要です。詳しくは、建築安全課（電話228-7482 FAX228-7854）までお問い合わせください。

なお、対象となる木造住宅は、次の基準をすべて満たした建物になります。

- ・昭和56年5月以前に工事着手されたもの
- ・延べ面積の2分の1以上が住宅のもの
- ・現に居住若しくは使用されているもの
又は住宅所有者としての登記がされた個人
自らが居住予定の一戸建て住宅
- ・地上3階建て以下のもの



その他の住宅、マンションへの耐震診断補助は次の通りです。

対象住宅	対象となる条件	補助率	補助限度額	診断費用の限度額
非木造住宅	原則として昭和56年以前に建築され、現に使用しているもの	2分の1以内	1住戸2万5千円以内又は1棟につき100万円以内の低い方	1棟につき ・延床面積2000平方メートル以上のもの 1000円/平方メートル以内 ・延床面積1000平方メートル以上2000平方メートル未満のもの 1500円/平方メートル以内 ・延床面積1000平方メートル未満のもの 2000円/平方メートル以内 (ただし、1戸建住宅については1000円/平方メートル以内)
分譲マンション		3分の2以内	1住戸3万3千円以内又は1棟につき100万円以内の低い方	

□耐震改修補助

一定の条件で耐震改修の設計費や工事費に補助をしています。耐震診断の結果、改修が必要であれば是非耐震改修を行ってください。



詳しくは建築安全課（電話228-7482 FAX228-7854）までお問い合わせください。

②家具の転倒防止

大地震が発生したときに、家具等の転倒により、大ケガや命を落とす危険があります。重い家具、高いところの家具、電化製品の固定をしましょう。

家具を固定するポイント

- ・壁の奥の補強材や柱に固定する
- ・すべりどめをする
- ・キャスターは固定する
- ・家具の扉などにはフックをつける
- ・重い家具は安定させる



どんなに建物を丈夫にしても、タンスや食器棚などが倒れてケガをしては何の意味もありません。家具はしっかり固定し、高いところに物を置かないなど、地域からケガ人を出さないようにしてください。タンス等の家具類のほか、冷蔵庫、テレビといった電化製品などにも注意が必要です。

阪神・淡路大震災では地震の揺れで「テレビが飛んだ」という報告もあります。家庭内の転倒や落下の可能性のあるもの全てについて対策を取るようになってください。

【参考情報】

厚生労働省の調査によると、阪神淡路大震災で亡くなった人の約8割が圧死であったという結果があります。つまり、耐震改修や家具転倒防止をしっかりとしていれば、多くの方が助かったかもしれません。

③非常持ち出し品の備え

□一次持ち出し品

避難するとき最初に持ち出す物。あまり欲張らないことが大切です。荷物の重さは一人あたり10kg～15kgを目安にしましょう。

貴重品一式

現金、証書類、通帳類、身分証明書、健康保険証、免許証、印鑑等。



携帯ラジオ

小型で軽く、FMとAMの両方を聞けるものだと便利です。予備電池も多めに用意を。



照明器具

懐中電灯、ろうそく等。



救急薬品

絆創膏、ガーゼ、包帯、三角布、体温計、解熱剤、胃腸薬、かぜ薬、鎮痛剤、目薬、とげ抜き等。持病薬も忘れずに。



非常食品

カンパンや缶詰など火を通さなくても食べられる物、水、水筒、紙皿、紙コップ、ナイフ、缶切り、栓抜き等。



衣類・その他

下着、上着、靴下、ハンカチ、タオル、ティッシュペーパー、ヘルメット、ライター（マッチ）、ビニールシート、老眼鏡、生理用品等。

赤ちゃんがいる場合は、粉ミルク、ほ乳びん、紙おむつ等も。



□二次持ち出し品

災害復旧までの数日間を自足できるように準備しておく物



我が家の
防災チェック

食品

そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられる物。
缶詰やレトルトパックのご飯やおかず。
アルファ化米、インスタントラーメン、切り餅、チョコレート、
氷砂糖、ジュース、梅干し、インスタント味噌汁、チーズ、
調味料等。



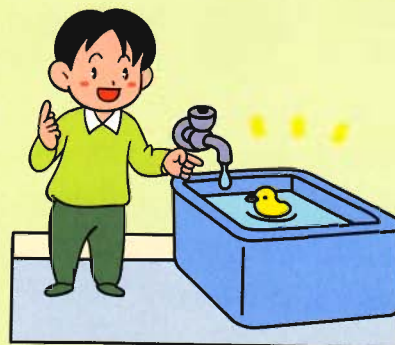
燃料・その他

燃料は短期間なら卓上コンロや固形燃料で十分です。卓上
コンロのガスボンベは多めに用意を。アウトドア用のコン
ロも便利です。その他、洗面具、生理用品、ビニール袋、キッ
チン用ラップ、新聞紙等もあると便利です。



水

飲料水は大人一人当たり一日3リットルが目安。
家族全員の分をポリタンク等につめておき、飲料水として
使う場合は煮沸して使用する。子どもやお年寄りにはできる
だけミネラルウォーターを利用してください。ミネラル
ウォーターの保存期間は冷暗所に置いた場合、ペットボ
トルで3～5年程度です。随時、保存期間を確認し、期限が
過ぎた物から取り替えておきましょう。また、炊事、洗濯、
トイレなどに使う生活用水の確保も忘れずに。目安は一人
一日7リットル程度。風呂や洗濯機の水は抜かずに、翌日
までおいておくこと災害時に役立ちます。寝る前にいつもポ
ットやヤカンに水を入れておきましょう。



非常持出袋



生活用品

懐中電灯
ローソク・ライター
携帯ラジオ
万能ばさみ



タオル
ポリ袋
ウェットティッシュ
トイレトペーパー



救急用品

救急袋
(毛抜き・消毒薬・脱脂綿・
ガーゼ・ばんそうこう・
包帯・三角巾・マスク等)



食料関係



缶入り乾パン
飲料水 (500ml)

軍手、手袋
ロープ
ガムテープ



レジャーシート (2畳)
ブランケット
簡易トイレ



常備薬



その他

現金 (小銭も)
筆記用具・油性マジック



2-2. 地域における防災啓発

いざというときに自主防災組織の活動が効果的に、かつ安全に行えるよう、日頃から、私たち住民一人ひとりが防災に関する正しい知識と技能の習得を図り、災害に対する備えを行うことが非常に重要なポイントとなります。

①防災知識の普及・啓発活動

災害から身を守り財産を守るためには、住民一人ひとりが災害に備えて、日頃から十分な準備をしておくことが何よりも大切です。「自主防災」の名のとおり、「自分の命は自分で守る」という「自助」と、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の意識を高める必要があります。

□防災講演会等の開催

あらゆる集まりの機会をとらえて、講演会やビデオ上映会を開催し、防災に対する理解を深め、防災意識の向上を図りましょう。

また、市や消防機関等の主催する防災に関する行事等への積極的な参加を呼びかけましょう。

そのためには、自主防災組織を中心に、日頃の地域コミュニティ活動を通じ、地域全体で防災啓発や訓練を行い、災害時だけの活動に特化せず、日常活動と連携した活動を進める必要があります。



普及啓発方法例

- あらゆる会合の機会をとらえ、できるだけ話し合う機会を増やす。
- 地域の行事やイベントの中で、防災を意識づける機会づくり。
- 市や消防機関等の講演会や研修への参加。
- 災害の発生した現地を視察して、被害状況やよりよい対応方策を考える。
- 地域における過去の災害事例、災害体験をまとめた広報の作成。
- 防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配布。



【堺市自主防災組織アンケート結果】

60%の組織が

「地域住民への防災意識の普及啓発について、今後取り組みたい」と回答しています。



□防災広報誌等の発行

紙面によるアピールは大変有効な方法です。地域における過去の災害事例をはじめ、防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、定期的に発行していきましょう。



防災広報誌づくりのポイント

- 自主防災組織の会議報告
- わがまちの自主防災組織の現状と課題
- 他の積極的な自主防災組織の活動状況等
- 防災行事、訓練等の周知、終了後の総括
- 今後重点的に取り組むべき対策の掲示
- 国内外で発生した災害状況や住民の活動状況
- わがまちの災害史や災害体験談の取材
- 地域内の危険箇所などの調査報告や告知等

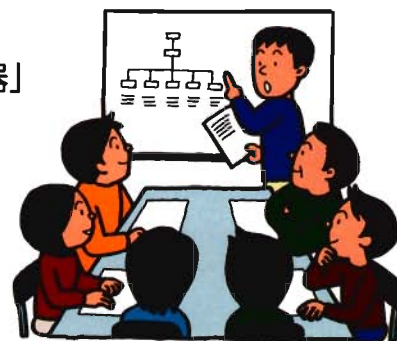
堺市生涯学習まちづくり出前講座

皆さんが「知りたい」「聞いてみたい」と思う市の仕事や制度について「講座メニュー」の中から選んでいただき、市職員が講師として皆さんの地域に出向いてお話しするものです。

例えば、防災・安全に関するセミナーでは、以下の講座があります。

- 「災害に備えて」
- 「知っていますか？付いていますか？住宅用火災警報器」
- 「『危険物』をご存知ですか？」
- 「ふせごう！救急事故」
- 「地震に強いマイホームづくり」

※ 詳しくは、市ホームページやちらしをご覧ください。



②地域の防災巡視・防災点検

地域内の危険箇所や防災上の問題点を洗い出し、改善すべき点があれば対策を立てて問題解決に取り組めます。大地震が発生した場合、被害の発生や拡大の原因になるものは、平素から十分点検しておくことが大切です。



□自主防災組織としての活動例

- ・防災に限らず、普段の地域コミュニティ活動のあらゆる機会をとらえ、防災意識の向上に努める
- ・火を使う設備器具（ガスコンロ、ストーブなど）の点検整備を「点検の日」を設定するなどして、各家庭で一斉に点検するよう指導
- ・段ボールや新聞束、粗大ごみなどの燃えやすいものの放置状態の点検指導

- ・プロパンガスボンベの設置状態、違法駐車や放置自転車の状況
（避難者の妨げになるもの）、がけ、よう壁、堤防等の状態
- ・商店の看板や自動販売機の設置状況の点検
- ・ブロック塀や石垣等の点検

など



③地域の危険箇所などの把握と防災マップの作成

地域内の避難場所や危険場所などを住民一人ひとりが知っておくことは、災害発生を未然に防ぐとともに、的確な活動をするために必要なことです。

自分たちに必要となる情報をまとめた「防災マップ」を作成しましょう。

□校区防災マップへの書き込み対象物について（例）

対象物名称	マーク	色など
広域避難地		緑色
指定避難所（風水害時・地震災害時）		青色
指定避難所（地震災害時のみ）		赤色
病院・診療所		緑色
防災関係機関		赤色（名称記入）
公園・緑地・広場等		緑線
防災行政無線屋外スピーカー		黒色・青枠
急傾斜地崩壊危険箇所		茶色
土石流危険渓流		
地すべり危険箇所		
高速・有料道路		紫線
国道		赤線
主な道路		緑線
鉄道		黒線
河川・ため池		水色
校区境界線		赤線
地域会館・自治会館等		黒色（名称記入）
販売店、コンビニ、ホテル、飲食店、災害時要援護者施設、学校等、駐車場		黒色（業態記入）
商店街・アーケード		黄色
重要文化財等		黒色（名称記入）
危険物施設・高圧ガス施設		
防火水槽		水色
その他災害対策に必要な対象物		内容記入